

八戸地域広域市町村圏事務組合、八戸市、階上町及び南部町は、八戸市、階上町及び南部町（福地地区に限る。）が、一般廃棄物処理基本計画においてステーション方式で収集することとしている、新聞紙、段ボール、雑誌・チラシ、その他紙及び古布（以下「資源物（紙・布）」という。）について、今後、八戸リサイクルプラザでは異物除去、圧縮及び梱包等の処理を行わない方針のため、代わりにこれらを受入れ、買取り、再資源化処理を行う事業者（以下「処理事業者」という。）からの企画提案を募集することとし、次のとおり要項を公告する。

令和6年3月1日

八戸地域広域市町村圏事務組合  
管理者 熊谷雄一

## 記

### 1 業務の名称

資源物（紙・布）の受入れ及び買取り業務

### 2 業務内容

- (1) 資源物（紙・布）の受入れ及び買取り
- (2) 資源物（紙・布）を資源物として売払うための必要な処理

### 3 実施方法

別添「八戸地域広域市町村圏事務組合資源物（紙・布）の受入れ及び買取り業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施する。

### 4 実施期間

始期は、処理事業者が作成し、八戸地域広域市町村圏事務組合が承認する「資源物（紙・布）処理体制構築に係る計画書（以下「計画書」という。）」に定める処理体制構築期日の翌年度の4月からとし、終期は、実施にあたって八戸市、階上町及び南部町並びに処理事業者が締結する協定の解除日とする。

### 5 業務に係る費用負担

八戸地域広域市町村圏事務組合、八戸市、階上町及び南部町は、処理事業者が資源物

(紙・布)の受入れ及び資源物として売払うための必要な処理(以下「受入れ等」という。)に係る費用を負担しない。また、処理事業者は、八戸市、階上町及び南部町から資源物(紙・布)を適正な価格で買い取るものとする。ただし、市況の変化により、処理事業者の売払想定価格が処理費用を下回るときは、八戸市、階上町及び南部町並びに処理事業者が費用負担について別途協議することとする。

## 6 選定方法

公募型プロポーザル方式

## 7 応募資格

次に掲げる各号の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査を行う日において、過去1年間に、八戸地域広域市町村圏事務組合、八戸市、階上町又は南部町から指名停止措置が行われていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (6) 本社並びに八戸市、階上町及び南部町(福地地区に限る。)に所在する事業所等が国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 本社又は事業所等が、八戸市、階上町又は南部町(福地地区に限る。)のいずれかに所在し、同所において資源物(紙・布)の受入れ等を行う能力及び1年以上の同種業務の実績を有している法人又は複数の事業者で構成される事業者連合体(事業者連合体で応募する場合は、代表事業者を定めること)若しくは中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条各号に規定する中小企業等協同組合のいずれかであること。なお、事業者連合体の構成事業者又は単独で応募する事業者が、他の事業者連合体の構成事業者になるなどの応募の重複は認めない。
- (8) 本業務において、当該処理を行う者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の一般廃棄物処理施設の許可(紙くずの圧縮に係る

ものに限る。)又は同法第14条第6項の産業廃棄物の処分業の許可(紙くずの圧縮処理を行うものに限る。)を受けて、処理施設を用いて紙を圧縮する者であること。

#### 8 協定締結候補者の決定及び通知

提出された提案書について、審査の上、協定締結候補者を決定するとともに、応募者全員に結果を通知する。

#### 9 選定までのスケジュール

項目	期日又は期間
① 公告日	令和6年3月1日(金)
② 説明会参加申込 受付期間	令和6年3月1日(金)から令和6年3月15日(金)17時(必着)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。以下同じ。)
③ 説明会開催日	令和6年3月19日(火)
④ 質問受付期間	令和6年3月1日(金)から令和6年3月22日(金)17時(必着)まで
⑤ 質問回答日	令和6年3月27日(水)(予定)
⑥ 応募期間	令和6年3月1日(金)から令和6年4月30日(火)まで
⑦ 審査会実施通知日	令和6年7月1日(月)(予定)
⑧ 提案書提出締切	令和6年7月31日(水)17時(必着)(予定)
⑨ 審査結果の公表及び 通知日	令和6年9月下旬(予定)